

## 大石田町交流センター使用料等の紛失に かかるご報告とお詫び

先にご報告をいたしておりますが、大石田町交流センターにおきまして、令和3年10月から令和5年3月にかけて、利用者が支払った施設使用料の一部約62万円が町の会計に入金されておらず、紛失に至る事案が発生しました。

公金の厳格な保管義務を怠った本件は、公務員としての注意義務および責任を著しく欠く行為であり、町民の行政に対する信頼を著しく損ねるものであることから、地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分を行いました。

本件は、公金の管理体制・チェック体制が機能していなかったことが原因であり、結果として紛失に至るといふ、あってはならない事案であります。

改めまして、町民の皆さまの信頼を損ねたことに対し、深くお詫び申し上げます。

公金の適切な管理は、行政に携わる者としての基本であります。本件を厳粛に受け止め、組織全体における公金管理の徹底に取り組んでまいります。

今後は二度とこのような不祥事を起こすことがないように、職員には服務規律と綱紀肅正を徹底し、再発防止策を着実に実施することにより、町民の皆さまの信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和8年4月14日

大石田町長 庄 司 中

## 大石田町交流センター使用料等紛失事案の経過報告

- 令和5年8月 令和4年度の交流センターの使用料収入が例年に比べて少ないことから調査を開始。
- 令和5年9月 調査の結果、利用者が納めた金額より出納室に入金した金額が少なかったため町長等に報告し、今後の対応を協議。  
納入額の詳細を調査し紛失額が625,590円であること、令和3年9月以前と令和5年4月以降の入金額は一致していることを確認・報告。
- 令和5年9月～10月 交流センター事務室の職員等と退職した元担当者に対し、個別に聞き取りを実施。
- 令和5年10月 町顧問弁護士に今後の対応等を相談する日程調整を依頼した。  
退職した元担当者から相談を受けた代理人の弁護士に詳細を説明。  
町顧問弁護士に今後の対応を相談し、元担当者とのやり取りはお互いの弁護士を通して対応することとした。
- 令和5年11月 庄司新町長に事案の詳細説明・今後の対応を検討。
- 令和5年12月～令和6年2月 町顧問弁護士と相談しながら内部調査を継続。
- 令和6年2月 尾花沢警察署に相談し事案の詳細とこれまでの経緯を説明、刑事事件としての捜査ができるか確認したが、物的証拠がないものは難しいとの回答。
- 令和6年3月 町職員・教育委員・町議会議員に状況を説明し、公金の紛失があったことを説明・謝罪した。  
プレスリリースを行い、謝罪会見を実施した。  
管理責任のある職員と元担当者で紛失金を町に支払った。
- 令和6年4月 尾花沢警察署内部で状況を確認し、対応を検討するため、必要な書類のコピーを求められた。
- 令和6年6月 尾花沢警察署に必要書類のコピーを提出。
- 令和7年3月 尾花沢警察署から現状の証拠書類等での犯罪立証が困難であるため、被害届の提出には至らないものとの判断となった旨説明があった。新たな物的証拠が出てきた場合は相談してほしいとのことであった。
- 令和7年6月 本事案に係る賠償責任の有無と賠償額の決定請求が、町長から町監査委員に提出された。
- 令和8年2月 尾花沢警察署から、新たな証拠物件が出ていないのであれば、事件化困難として、現時点で幕引きとなる旨連絡があった。今後、新たな証拠が見つかり、時効前であれば再度相談は可能であるが、いったん終了とのことであった。
- 令和8年3月 町監査委員から監査結果が通知された。
- 今 後 刑事事件として捜査ができる物的証拠を調査・追求していく。

## 再発防止策

- 公金の取扱い
  - 窓口で支払われた使用料等の現金については、毎日担当者が精査し、上司が確認したうえで、出納室に入金して手元に置かないよう対策している。
- 物理的対策
  - 虹のプラザ事務室窓口で使用しているレジスターを取引記録が内部に残る機種に取り換えた。
  - 小型金庫を設置し、交流センター所長と担当者のみが金庫を解錠できるようにしている。
  - 事務室内の窓口や金庫、レジスターが映るような監視カメラを設置した。